

きょうされん

2024年12月～2025年4月

第48次

# 国会請願署名・募金運動 全国キャンペーン

## 募金のお願い

いただいた募金は、本キャンペーンを展開するための費用や当会が運動をするための活動資金として有効に活用させていただきます。

わたしたちは

「きょうされん」です

当会は、旧称を「共同作業所全国連絡会」と言い、障害のある人たちが「働く・活動する」事業所をはじめ、グループホーム、相談支援センターなど、約1,830カ所の事業所が会員となっています。わたしたちは、障害のある人たちの暮らしをゆたかにするための制度の拡充を求め、活動を続けています。

## 優生保護法は憲法違反！

優生保護法（1948年～1996年）は立法時点で憲法違反であったと、最高裁大法廷は判決を出しました。

国会の謝罪決議と、補償法をひろく周知して、被害にあった人の人権回復、優生思想や障害による差別や偏見をなくすことが求められます。

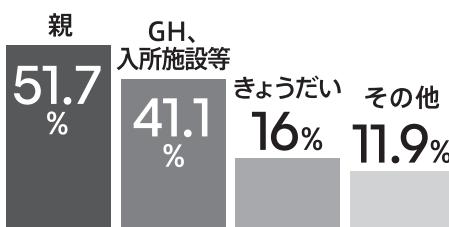


## 「他の者との平等」を実現するために

きょうされんが2023年に実施した「障害のある人の地域生活実態調査」では、不十分な所得保障や家族依存の実態が依然として障害のある人の「他の者との平等」を阻んでいることがあきらかになりました。

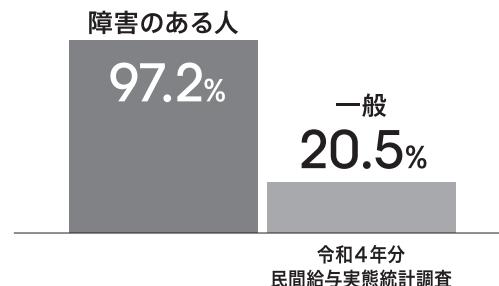
また、障害のある人を支える事業所も、危機的な職員不足と、基本報酬の低さ、追い打ちをかける物価高やコロナ対応などで、悲鳴をあげています。

40代前半、誰と住んでいるか



家族依存ではなく  
暮らしを選べる制度に

年収200万円以下の人の割合



障害年金を大幅に  
引き上げて

障害福祉事業や補装具などの  
自己負担をなくしてほしい

# きょうされん



〒164-0011

東京都中野区中央 5-41-18 東京都生協連会館4F

TEL 03-5385-2223 FAX 03-5385-2299 Email zenkoku@kyosaren.or.jp

<https://www.kyosaren.or.jp/>

ホームページも  
ご覧ください



とりくみ法人・事業所欄

# 障害福祉についての法制度拡充を求める請願

## 【請願趣旨】

2024年7月3日、優生保護法被害者が勝ち取った最高裁大法廷の勝訴判決と、それをもとに交わした国と訴訟団の基本合意書、そして国会の謝罪決議※1と補償法※2の成立は、日本の社会保障・障害施策史上かつてない意義をもつものでした。この勝訴判決は、同法被害者の人権を回復・補償するだけでなく、優生思想や障害による差別や偏見の根絶に道を開くものです。

しかしながら、多くの障害のある人々は、長期にわたって厳しい生活水準を強いられ、昨今の物価高は、深刻な事態を招いています。また、障害福祉分野の職員不足は、もはや危険水域に達してい

ます。能登半島の障害のある人やその支援者は、以上の困難とともに震災と豪雨災害によって、二重三重の苦難を強いられています。

障害者権利条約が求める「他の者との平等」を実現するために、優生思想の克服や障害福祉予算をOECD諸国の平均並みに増大することは、日本政府の喫緊の課題といつても過言ではありません。

障害のある人の人権を守り、安心した生活が送れるよう、以下を望します。

※1 旧優生保護法に基づく優生手術等の被害者に対する謝罪とその被害の回復に関する決議(第214回国会、決議第1号)

※2 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律

## 【請願項目】

1. 優生思想や障害による差別や偏見を根絶するために、国は責任をもって、国会の謝罪決議と補償法をひろく周知し、優生保護法問題を全面的に解決してください。
2. 障害のある人の生活水準を「他の者と平等」にするために、障害年金を大幅に引き上げるとともに、家族依存から脱却できるための福祉制度を拡充してください。
3. 事業の存続が危ぶまれる職員不足を解決し、障害のある人への支援を安定させるために、障害報酬の時間払いと日額払いをただちに見直し、基本報酬を大幅に拡充してください。
4. 障害のある人や子どもの障害福祉事業や補装具等の自己負担をただちに廃止してください。
5. 障害のある人が65歳になっても、自己負担なく、必要な支援を自ら選べるようにしてください。
6. 欠かせない役割を発揮している地域活動支援センターについて、国は実態を調査し、安定して運営・支援できるよう、国の責任で制度を拡充してください。

募金に  
ご協力ください

氏名(フルネーム)	住所(番地までご記入ください)
	都道府県

募金
円
円
円
円
円
円
円
円
円
円

◇ 署名は、ボールペンまたはサインペンでお願いします。 ◇ 住所は「同上」、「〃」は使わず、番地までご記入ください。

※請願署名のとりみは、「個人情報の保護に関する法律」には抵触しません。また、署名用紙に記入された氏名・住所は、請願として国会に提出する目的以外に使用することはありません。

きょうされん

